

公益財団法人福井県下水道公社最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福井県下水道公社が発注する製造その他の請負契約（修繕および修繕に係る委託契約を除く。）に係る入札について、最低制限価格制度の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 理事長は、一般競争入札または指名競争入札により発注するもののうち、庁舎その他施設の維持管理業務委託契約に係る入札（特定調達、総合評価方式を除く。）を実施する場合、最低制限価格制度を適用しなければならないものとする。ただし、理事長が必要と判断したときは、その他の請負業務においても最低制限価格制度を適用することができる。

(入札参加者への周知)

第3条 理事長は、最低制限価格を設定したときは、一般競争入札の公告または指名競争入札の指名通知に、次の各号に掲げる内容を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度を適用した入札であり、最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(最低制限価格)

第4条 理事長は、対象契約の競争入札にあたり、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

- 2 最低制限価格は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で設定した額とする。

(予定価格調書への記載)

第5条 理事長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に最低制限価格を併記しなければならない。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行し、令和8年度予算に係るものから適用する。